

6. 12. 1  
3291

黄 録 書

五記前年度の月給額八日付の決算三冊ノ資料ニテ計算セラル度キニト  
一、前年度限 六月廿六日付年報算、マシレ度キニト  
二、本年支費典 六月廿三日付年報算、マシレ度キニト  
三、年功費支金 期前支年報算、マシレ度キニト  
四、御帳手函 月給三月分付年報算、マシレ度キニト  
限本年十月廿日付、エツレ一製帳事ハ所 吉ニ基ニ助  
事務取務後三冊外次印殿 伊藤 三郎

黄 録 書

六、前年度の決算三冊ノ資料ニテ計算セラル度キニト  
七、御帳手函 月給三月分付年報算、マシレ度キニト  
八、御帳手函 月給三月分付年報算、マシレ度キニト  
九、御帳手函 月給三月分付年報算、マシレ度キニト  
事務取務後三冊外次印殿 右二頁一月

昭和六年十一月二十五日

製帳總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 敬  
社 會 局 長 官 敬

日本エツチビ 製帳株式会社多額解決ノ件

要 旨  
（一）本日本エツチビ製帳株式会社多額解決ノ件  
（二）本日本エツチビ製帳株式会社多額解決ノ件  
（三）本日本エツチビ製帳株式会社多額解決ノ件

標記多額解決ノ件、同シテハ既報ノ通りナルヲ其後調停者ノ不在ニ  
依リ數次會見折衝、結果内請解決スルニ至リタルノ状況左記ノ  
通り

記